

山村国際高等学校 賛助会 慶弔旅費規程

第1章 総 則

第 1 条 本規程は、山村国際高等学校賛助会が行なう表彰、慶弔及び旅費に関する事項を定める。

第 2 条 本規程の適用対象は会員とする。

第 3 条 本規程による慶弔慰問は次のとおりとする。

- 1 賛助会役員が疾病負傷等のため入院加療する場合
- 2 会員とその配偶者が死亡した場合
- 3 会員が火災及び風水害の災害をうけた場合

第 4 条 本規程による出張旅費は次のとおりとする。

- 1 賛助会活動に必要な会議等に出席した場合は 1,000 円を支給する。
- 2 上記以外の出張については 3,000 円を支給する。

第 5 条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、正副会長会議において決定し理事会に報告する。

第 2 章 給 付 の 内 容

第 6 条

- 1 第3条1項に規定する見舞金は、2週間以上の入院及び30日以上 of 休養加療者について 10,000 円とする。
- 3 第3条2項に規定する弔慰金は 10,000 円とする。
- 4 第3条3項に規定する見舞金については、事態発生の都度正副会長会議において協議決定する。
- 5 本規程の実施に当たりこれに対する返礼は受けないものとする。

第 3 章 手 続 き 等

第 7 条 本規程に要する経費は、賛助会費をもって賄うものとする。

第 8 条 前各号に掲げる給付をうけようとするときは、事務局を通じ会長に請求しなくてはならない。
但し、会長が必要と認めるときは、事由を証する書類の提出を求めることができる。

第 9 条 本規程の改廃は理事会で決議し、総会に報告をする。

付 則 本規程は平成26年6月28日より施行する。
本規程は平成27年7月11日より施行する。